

(続紙 1)

京都大学	博士 (人間・環境学)	氏名	大山万容
論文題目	複言語教育の日本における文脈化に関する研究		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、ヨーロッパで開発された複言語教育を日本社会へ文脈化することを主題としている。</p> <p>第1章は、全体の問題提起にあてられている。日本の教育制度は日本語と英語のみが重要視されるという二重の単一言語主義に特徴付けられるが、これは国内のマイノリティの言語を十分に価値づけられないばかりか、マジョリティが言語の多様性について学ぶ機会をも損なっている。外国語教育には、ある特定の外国語の言語運用能力の発展を目指す「外国語の教育」と、言語そのものやコミュニケーションについて理解を深めるための「言語に関する教育」という二つの側面があり、複言語教育はこの二つの教育を包摂する言語教育思想である。外国語教育が、前者にとどまらず、後者としても機能するための教育方策として、そこで本論文は、欧州評議会が推進する複言語主義を取り上げ、複言語教育がどのように日本の教育制度に文脈化されるかを問題として提示している。</p> <p>第2章では、複言語教育と移民への言語教育支援の関係について論じるため、事例として、フランスの「ニューカマーおよびロマの子どものための学校教育センター」(CAS NAV)を取り上げ、その設立に至る背景を歴史的に検討している。訪問調査から、CAS NAVが実際に行っているニューカマーの子どものと学校教員への支援のあり方とその課題を明らかにし、その取り組みと複言語教育との関係性を検証している。その結果、CAS NAVの言語教育支援の方針は、平等主義的な理念から、まずは移民の同化を推進するという姿勢に基づくものであり、ヨーロッパの進める複言語主義的な教育方針とは齟齬を来していることを明らかにしている。</p> <p>第3章では、移民の包摂を目的とした、複言語主義に基づく新しい言語教授法の一つとして、「言語への目覚め活動」を取り上げ、その発展の経緯と意義について検討を行っている。この教授法は、イギリスで生まれた「言語意識教育」に起源を持つものであるが、その後、欧州の他の国々へと伝播し、発展している。ここには全体論的な言語能力観という言語研究史上の発展が認められる。また市民性教育の文脈から、言語教育を社会政策として捉え、包摂的な社会を目指す視点が発展してきたこともまた、「言語への目覚め活動」が欧州諸国へ普及している原因である。このため、この教授法は「ヨーロッパ言語共通参照枠」(CEFR)とも様々な点で整合性を持つ。またこの教授法を含む多元的アプローチの実践のために作成された『言語と文化の多元的アプローチのための参照枠』(CARAP, 2012)が、複言語・複文化能力について、知識・態度・技能から構成されたリソースのリストを用意しており、これが複言語教育の実践として利用可能であることを示している。</p>			

このような複言語教育を日本に文脈化する実践例として、第4章では、2011年度より小学校で必修化されている「外国語活動」に焦点を当て、この枠組みに「言語への目覚め活動」を導入する試みについて論じている。まず、明治期に行われた英語教育と、現在の「外国語活動」の策定に至るまでの議論を歴史的に検証し、現在の小学校における外国語教育政策が、国際理解教育を謳いつつも、言語の教育をめぐる議論とその具体的な方策とを欠いていることを示している。そこで、すべての学習者に対して、寛容性や興味、共感能力を涵養するための手段として、「言語への目覚め活動」に焦点を当て、欧州で開発された教材とCARAPを参考に教材開発を行い、二つの実践研究を行った。その結果、日本においても「言語への目覚め活動」は実践可能であり、またこれは学習者が言語の多様性について学ぶための優れた教授法であることが検証された。したがって「言語への目覚め活動」は移民の包摂や多様性への教育という点において意義のある教授法であることが判明した。

第5章では、教員養成の枠組みに、従来は存在しなかった複言語教育を導入することにより、得られる意識の変化を、二つの教員養成の実践研究を通して検証している。まず小学校の教員志望の大学生を対象にした研修では、参加者は自分の学習経験について内省し、言語学習の意義を再考することにより、言語教育についての認識をより深めたことが示された。次に大学教員を対象にした研修では、参加者から肯定的な反応と否定的な反応の両方が得られたが、そのうち否定的な反応について、日本の言語教育において支配的と思われる表象との関連で考察を行った。

第6章は、全体の結論にあてられている。欧州と日本は教育制度や教育文化の様々な点で性質を異にするが、社会の中の多様性の進展と、その中で民主主義的な市民を育成するという教育学的課題を共有しており、この点に鑑みれば、複言語教育は普遍性を持つ。日本への文脈化には、背景の分析、実践に基づく効果と問題点の分析が必要であり、本研究はその重要な一部を達成している。

(論文審査の結果の要旨)

本研究は、これまで日本でほとんど研究の行われてこなかった複言語教育を主題として、日本の言語教育におけるその文脈化を論じている。この点で、本論文の第一の貢献は、先行研究の極めて乏しい言語教育政策の分野を開拓し、日本社会に対するその知見の還元をはかるため、方策を検討した点にある。

複言語主義・教育とは、1990年代後半よりヨーロッパで唱道されている言語教育思想で、個人のうちに複数言語の複層的な存立を進め、またそのような能力の養成を訴える教育である。

日本の言語教育は、国内においては日本語のみ、国外においては英語のみという二重の単一言語主義に支配されている。この状況は、国内の少数者を疎外するだけではなく、多数者に対しても言語文化的多様性への拓きを損なうことを意味すると学位申請者は看取り、このような言語教育の改善の方策として複言語主義の有効性を強調する。ただし、このヨーロッパで生まれた教育思想の直輸入は困難であることから、日本の社会文化的環境に最適化された文脈化が必要となる。そこで申請者は「言語への目覚め活動」に着目し、この教授法の意義を探る。「言語への目覚め活動」とは、個別言語の学習を指すものではない。学習者は複数の言語に同時に接し、それによりメタ言語能力を育成し、言語学習全般への意欲を高める。さらには言語文化的多様性への寛容を育み、民主的社会の構築に資することを目的とする言語教育である。そして申請者は、この活動が移民を包摂する社会政策の延長線上にあることを言語教育史の関連において看破する。そして、言語への目覚め活動を含む複言語教育を包括的に導入する教育資材として『言語と文化の多元的アプローチのための参照枠』(CARAP)を分析し、これが複言語教育の実践に有効であることを論証する。

本論文の後半にあたる4章、5章は、複言語教育を日本の言語教育への導入した際の実践研究にあてられている。複言語教育の実践のために、申請者は言語への目覚め活動を小学校外国語活動の枠内で実施した。小学校外国語活動はこれまで多くの場合、小学校英語教育として理解されているが、『学習指導要領解説』によれば、これは多言語活動にも開かれているため、言語への目覚め活動を実施しうる場とすることも可能である。申請者は小学校の授業に参加し、そこでの教育実践を通じて、日本語を母語としている児童にふさわしい教材や資料を開発するならば、複言語教育を十分に実施しうることを確認した。ただし、授業活動の回数は限られていたため、児童の言語観や言語学習観の変化を実証することはできなかった。とはいえ、この活動は言語教育そのものへの教員の内省を促した点で重要な成果を上げたとして申請者は確認する。申請者は今後の教材開発を示唆しており、現場の教員が容易に活用しうる教育資材が開発されれば、小学生への言語教育に新たな可能性が開かれることが期待できる。

教材開発に加えて、複言語教育を推進する上で重要な役割を果たすものは教員養成であり、これは欧州でも変わらない。申請者は、人間・環境学研究科のフランス人客員教授と協働し、教員養成の一部に取り組み、その成果を論文の一部に統合してい

る。言語教師は言語教育を個別言語の教育と認識していることから、複言語教育の掲げる理念や手法に戸惑いが認められることがある。しかし研修はその理解を進めるうえで効果的であることから、今後、教員研修に複言語教育を何らかの形で統合すれば、言語への目覚め教育を中心とする複言語教育は日本の言語教育環境に実施されることが検証された。

ただし複言語教育の文脈化にあたり、専門用語の訳語には細心の注意を払う必要がある。なかでもenseignement des languesとéducation aux languesは、前者が個別言語の学習を指すのに対し、後者は言語の働きやイメージにかかわる教育を指すことから、「ことばを学ぶ」と「ことばについて学ぶ」などのような区別が必要になり、これは今後の課題となる。

本論文は、このように先駆的な教授法を日本の社会文化的文脈に統合するための方策を総合的に検討しており、これは今後の言語教育政策の指針に役立つと考えられる。また本研究は言語横断性を持つため、英語やフランス語といった申請者の専門とする個別言語に限定されることなく、さまざまな言語教育研究者が複言語教育の文脈化を検討する上で、重要な貢献となることが予想される。

よって、本論文は博士（人間・環境学）の学位論文として価値あるものと認める。また、平成26年2月4日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当分の間、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： 2014 年 3月 24 日以降